

## 資産除去債務に関する会計処理の今後の検討の進め方（案）

### I 資産除去債務専門委員会（仮称）の設置

資産除去債務については、国内における環境問題を背景として債務の早期認識に対する関心が高まりつつあること等から、資産除去債務の除去費用を有形固定資産の取得価額に計上するとともに対応する債務を負債として計上するといった点について、実務上の論点もさることながら、先ず理論的な論点について整理・検討を行うことが必要と考えられたため、学識経験者を中心としたワーキンググループを本年7月に設置し（第109回 企業会計基準委員会）、8月から10月にかけて検討を進めてきた。

—— なお、資産除去債務については、平成18年3月に開催された国際会計基準審議会（IASB）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第三回会合において、検討テーマに追加され、「短期プロジェクト」として位置付けられている<sup>1</sup>。

ワーキンググループにおける検討を通じて、資産除去債務についての資産及び負債計上の理論的側面からの理解が深まったことを踏まえ、今後は、資産除去債務専門委員会（仮称）を設置し、より幅広い関係者により実務上の問題点も踏まえた具体的検討を行うこととしてはどうか。

### II 主な検討項目（案）

我が国では資産除去債務に要する除去費用は当初の測定時点において通常、計上されないが、当専門委員会では資産除去債務及び除去費用の会計処理を中心に、併せて、資産除去債務の範囲や算定方法の実務上の取扱いについて検討する。

（主な検討項目）

- ① 資産除去債務の範囲  
資産除去債務の具体的な対象
- ② 資産除去債務の除去費用の会計処理  
資産除去債務の除去費用を有形固定資産の取得価額に計上するとともに、対応する債務を負債として計上するか。
- ③ 資産除去債務の算定方法  
現在価値を算定とした場合の将来キャッシュ・フローと割引率、及びそれら  
の見積り変更の取扱い
- ④ その他  
開示等

---

<sup>1</sup> また、固定資産会計について、テーマ協議会から短期的なテーマのうち比較的優先順位の高いグループであるレベル1として（また、引当金の会計処理については、中長期的なテーマの比較的優先順位の高いグループ以外のグループであるレベル2として）提言が行われている。

**Ⅲ 作業計画(案)**

- ・ 平成19年後半 企業会計基準(案)を公表
- ・ 平成19年末 企業会計基準を公表

以 上

審議事項(5)

企業会計基準委員会 資産除去債務専門委員会（仮称） 名簿

	氏 名	備 考
専門委員長	西 川 郁 生	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
専門委員	石 井 泰 次	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	黒 川 行 治	慶応義塾大学 商学部 教授
専門委員	鈴 木 一 水	神戸大学 大学院経営学研究科 助教授
専門委員	松 本 芳 彦	東京電力(株) 経理部部長
専門委員	山 上 滋 彦	日本電信電話(株) 第四部門 会計・税務部門担当部長
専門委員	荻 原 正 佳	みずず監査法人 公認会計士
専門委員	河 野 明 史	新日本監査法人 公認会計士
専門委員	島 義 浩	あずさ監査法人 公認会計士
専門委員	秋 葉 賢 一	企業会計基準委員会 統括研究員
専門委員	吉 田 慶 太	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	五反田屋 信明	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	石 原 宏 司	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	吉 田 健太郎	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	玄 蕃 進 吾	企業会計基準委員会 研究員

(参考)

### 資産の除去債務

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、日本の会計基準と国際会計基準との差異を縮小することを目的とした共同プロジェクトを進めている。この共同プロジェクトの第3回会合（平成18年3月開催）において、資産の除去債務が、工事契約・金融商品の時価開示とともに、「短期プロジェクト」の検討項目とされた。

#### ＜検討のポイント＞

資産の除去債務について、有形固定資産の取得価額に計上（その後の減価償却額にも影響を及ぼす）するとともに、負債として計上するかどうか。債務の早期認識の必要性を検討する。

（取り上げる理由）

- ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- ・ テーマ協議会からの提言で固定資産会計、引当金の会計処理が検討課題
- ・ 日本国内でも環境問題への関心が高まり、債務性の認識が高まっていること
- ・ 米欧基準に比べて負債計上が不十分であるという認識（「隠れ負債」）をもたれるリスクの増加懸念

IAS16・・・有形固定資産項目の解体費用及び除去費用、並びに敷地の原状回復費用の当初見積額を取得原価に加算する。認識と測定はIAS37号による。

IAS37・・・法律上あるいは契約上の現在の債務につき、見積額を現在価値で認識する。

米国基準（FAS143）・・・長期有形資産の除却と関連する法的債務で、長期性資産の取得および使用等の結果生じるものについて、見積額を公正価値で負債認識し、資産の取得原価に含める。

（注）負債として計上する除去債務

- 長期有形資産の除却と関連して債務計上が要求される項目は、例えば、除却時に想定される解体撤去費用や汚染除去費用で既存の法令や契約で要求されるもの（例えば自治体の条例によるものや賃借契約の原状回復義務など）が挙げられる。一方、債務計上が要求されない項目は、例えば、企業の処分計画のみにより、除却時に生じると想定されるもの（例えば、法令や契約で要求されない解体撤去費用、撤去や除去をしなくてもペナルティーがないものなど）が挙げられる。
- 除去債務が見積可能となった時点で公正価値により負債と資産（固定資産の取得価額に含められる。）に計上することは、IFRSと米国基準は基本的に同一のルールであるが、除去債務の割引率の扱いは異なる。IFRSは割引率を每期見直し、米国基準は変更しない。

日本基準・・・解体、撤去、処分等のために費用を要するときには、残存価額に反映されることとされている（連続意見書第一 四）が、マイナスの残存価額は一般的ではない。また、その後、当該費用の発生が見込まれるようになった場合には、臨時償却（設定にあたって予見できなかった機能的原因等により著しく不合理になった場合等における残存価額の修正）や引当金（企業会計原則注解 注 18）として計上される。

例えば、電力業界が原子力発電施設の解体費用につき発電実績に応じて解体引当金を計上しているケースがある。（注）

（注）IAS16 では除去費用及び原状回復費用の当初見積り額すべてを負債として認識することを求めているため、引当金方式により日本の電力業界で計上されている原子力発電施設の解体費用とは処理方法が異なる。